

外国における個人情報の保護に関する制度等の調査

外国における個人情報の保護に関する制度等の調査に関して、発表された国または地域に関する「情報提供文書」（令和4年1月25日更新）は以下のとおりです。

- **アメリカ合衆国**
（連邦、イリノイ州、カリフォルニア州、ニューヨーク州）
- **アラブ首長国連邦**
（連邦、ADGM、DHC、DIFC）
- **インド**
- **インドネシア共和国**
- **ウクライナ**
- **オーストラリア連邦**
- **カナダ**
- **カンボジア王国**
- **シンガポール共和国**
- **スイス連邦**
- **タイ王国**
- **大韓民国**
- **台湾**
- **中華人民共和国**
- **トルコ共和国**
- **ニュージーランド**
- **フィリピン共和国**
- **ブラジル連邦共和国**
- **ベトナム社会主義共和国**
- **香港**
- **マレーシア**
- **ミャンマー連邦共和国**
- **メキシコ合衆国**
- **ラオス人民民主共和国**
- **ロシア連邦**

その他の国の個人情報保護に関する制度

■ブラジル

ブラジル初の包括的な個人情報保護法である Lei Geral de Proteção de Dados Pessoais (LGPD ; Law No. 13,709/2018) がは 2020 年 9 月 18 日に施行され、LGPD 違反に基づく行政上の制裁に関する規定は、2021 年 8 月 1 日から施行。

LGPD は、個人の自由及びプライバシーに関する基本的権利の保護等を目的として、個人情報の処理に関するルールを定めている。全体を通して EU 一般データ保護規則 (GDPR) の影響を強く受けているが、LGPD 独自の規定も少なくない。LGPD において、「個人データ」とは、識別された又は識別可能な自然人に関する情報をいうと定義されており、例示はなされていない。匿名化された情報 (処理の時点において合理的かつ利用可能な技術的手段の使用を考慮したうえで、識別可能性がないデータ主体に関するデータは、個人情報から除外されている。

LGPD は、個人データの処理方法、事業者の本店所在国、又は個人データの所在国を問わず、①個人データの処理運営がブラジル国内で行われる場合に適用される。また、②個人データの処理活動が、ブラジル国内における商品若しくは役務の提供又はブラジル国内に所在する個人のデータの処理を目的とする場合や、③処理される個人データがブラジル国内で収集された場合については、たとえ当該処理がブラジル国外で行われていても同法が適用される (いわゆる域外適用)。したがって、ブラジル国内に拠点を有するかにかかわらず、ブラジルに関係するビジネスを行っているような日本企業においては、LGPD の適用対象となる個人データの処理があるかを検討する必要がある。(2020 年 9 月時点)

■エクアドル

2019 年に民間の会社がハッカーによる攻撃を受け、ほぼ全国民の個人情報が流出する事件が起き、これを受けて、緊急に同法が議会に提出された (南米で個人情報保護法がなかったのは、エクアドル、ボリビア、ベネズエラの 3 カ国のみ)。事件を受け、エクアドル政府は国民の情報保護のシステム構築に 1100 万ドル (12 億 1000 万円) を充てて対応すると発表。

■アンティグア・バーブーダ

アンティグア・バーブーダは、カリブ海東部の小アンティル諸島に位置するアンティグア島、バーブーダ島、レドング島の三島からなる国で、1981 年にイギリスから独立したイギリス連邦加盟国です。

個人情報保護制度 (立法されている) は存在します。